

公 募

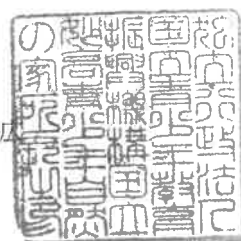
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家において、下記のことについて、公募を実施します。

記

1. 公募に付する事項 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式
2. 競争参加資格 (1)独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
(2)国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3. 仕様書の交付方法 本公告の日から独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家管理係にて交付する。
4. 企画提案書の提出方法等 (1)提出方法：提出期限までに、5部を下記の担当する組織宛に郵送又は持参すること。
(2)提出期限：令和5年4月5日（水） 16時必着
(3)提出先：国立妙高青少年自然の家管理係
5. 説明会の開催 (1)開催日時：令和5年3月22日（水） 15時00分
(2)開催場所：国立妙高青少年自然の家サービス棟学習室3
6. 選定方法等 別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会において行う。
7. 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
名称 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家管理係
所在地 住所 〒949-2235 新潟県妙高市大字関山6323-2
電話番号 0255-82-4321
8. その他 本件に関するその他必要事項については、公募要領によるものとする。

令和5年3月16日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家
所長 小林 朋広



清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

- ① 缶・ペットボトル機 3台（契約業者数 2業者）
- ② 牛乳等紙パック機 1台（契約業者数 1業者）

1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

2. 利用者月別数及び自動販売機の設置場所

別紙仕様書のとおり

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2)国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 企画提案書の提出方法等

(1)企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒949-2235 新潟県妙高市大字関山6323-2

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家 管理係

TEL 0255-82-4321 FAX 0255-82-4325

E-mail myoko-ka@niye.go.jp

(2)企画提案書の提出方法

- ①用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ5部（本紙1部、写し4部）提出すること。
- ②提出方法は、郵送又は持参することとする。
- ③郵送の場合は、簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ④企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

(3)提出書類

①企画提案書（様式任意）

②企画提案による資料（カタログ等）

<企画提案書に盛り込むべき内容>

- ・ 仕様書（Ⅵ設置条件及びⅦ経費等の負担）に基づき、設置を希望する機種区分（①缶・ペットボトル機3台、②牛乳等紙パック機1台）別に、具体的な提案を行うこと。
- ・ 自動販売機の設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて「自動販売機設置の流れ」のフロー図（記述式）で提示すること。
- ・ 清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ・ 提案機種1台毎の参考見積書（飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。）
- ・ 提案機種1台毎の①年間売上見込み、②年間販売手数料見込みを月別内訳表で記述すること。

- ・ 提案機種 1 台毎の①年間消費見込電力量、②月毎の内訳・根拠を記述すること。
- ・ 販売手数料は、1 本の売上に対する料率の提案をするものとする。
- ・ 災害対策として、災害発生時の清涼飲料水等の利用者への無料提供に関して、提案機種の機能と無料提供の手続きの流れについて、具体的に提示すること。

(例：被災時における被災者の飲料水として、備蓄飲料水の提供協力、教育事業等における飲料水等の提供協力 など)

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和 5 年 4 月 5 日（水） 16 時必着

提出先：国立妙高青少年自然の家管理係

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施し、契約の相手方を決定する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和 5 年 4 月 11 日（火）（予定）にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と順次契約交渉（企画提案書等を基に契約条件を調整）を行い、契約の条件が合致した場合に契約を締結する。

契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合があり、順次総点検の次順位の業者と契約交渉を行う。

なお、最終的な契約締結業者数は、書類選考で合格した業者の中から、缶・ペットボトル機で 2 業者（1 位 2 台、2 位 1 台）、牛乳等紙パック機で 1 業者とする。

また、契約金額については、企画提案書等の内容を勘案して、契約交渉の中で最終的に決定するので、企画提案書で提示する金額と必ずしも一致するものではないことに留意すること。

7. スケジュール

(1) 公募開始 : 令和 5 年 3 月 16 日（木）

(2) 提案書締切 : 令和 5 年 4 月 5 日（水）

(3) 業者決定 : 令和 5 年 4 月 11 日（火） 予定

(4) 契約期間 : 令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

仕 様 書

I 件 名

国立妙高青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

II 予定利用者数（年間）

43,205人（令和3年度利用実績）（月別数の内訳は別紙1のとおり）

III 自動販売機設置機種区分、設置台数及び設置場所図

別紙2のとおり

IV 履行場所

所在地： 新潟県妙高市大字関山6323-2

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家

V 契約期間

令和5年5月1日から令和6年4月30日までとする。

但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする（最大3年以内とする）。

VI 設置条件

（1）商品について

- ①清涼飲料水等の選定については、甲、乙協議のうえ決めるものとする。
- ②清涼飲料水等の提供に当たり、季節による温冷の入替設定、豊富なラインアップに基づき、販売数量実績を見ながら柔軟に中身の入替等を行うことができること。
- ③商品・つり銭の補充は定期的に行い、欠品等にならないように配慮するものとする。
- ④空容器等の回収は、回収容器が溢れることのないよう定期的に行い、空容器の再資源化に努めるものとする。

なお、契約業者が複数となる場合、設置機種区分の契約業者間で、回収容器の設置及び回収方法を相談の上決定し、国立妙高青少年自然の家管理係へ報告すること。

- ⑤空容器のゴミの最終処理まで責任を持つこと。

（2）自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、乙が行うものとする。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。
- ③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

（3）自動販売機本体

- ①環境に配慮した自動販売機とする。
- ②消費電力が小さいものとする。
- ③転倒防止等の措置を行うものとする。
- ④電子マネーでの支払いに配慮した自動販売機とする。

(4) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、乙の通常販売価格より10円を引いた額を上限とする。

(5) 手数料

①清涼飲料水等の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を甲に納めるものとする。

②基本手数料は、提案自動販売機全台数の1ヶ月分当たり消費電力量に電気料金単価（1kwh当たり40.52円）を乗じた額とする。

③販売手数料は、1本の売上に対する料率の提案をするものとする。

(6) 災害対応

自然の家が災害発生時に利用者の避難所となった場合に、自動販売機内の清涼飲料水等を避難者等に無料で提供することができること。

なお、提案機種が、自然の家の停電時にも自動販売機内蔵バッテリーにより稼働させることができることが望ましい。

(7) 自動販売機の形状及び色合い

青少年教育施設に相応しいデザインや色合いとすること。

(8) 売上報告

乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(9) その他

その他、必要と思われるもの、提供できる関連サービスがある場合は、提案するものとする。

VII 経費等の負担(審査の対象にはしない)

(1) 甲の経費負担は、原則、次のとおりとする（なお、乙が経費負担を行なう提案をした場合はこの限りでない）。

① 設置に必要な電源設備

② その他設置に必要となるもの。

(2) 乙の経費負担は、次のとおりとする。

① 自動販売機の設置及び撤去に伴う経費

② その他乙が負担すべき経費

} 実費負担のため提案不要

VIII その他

① 乙は、契約の終了等により国立妙高青少年自然の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に乙が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては甲・乙協議の上決定するものとする。

② 乙は、清涼飲料水等の提供にあたっては、衛生管理に万全を期すものとし、乙の責に帰すべき事由により、万一事故等が発生した場合には、その責を負うものとする。

③ この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議の上定めるものとする。

別紙 1

■ 国立妙高青少年自然の家 令和3年度月別利用者数

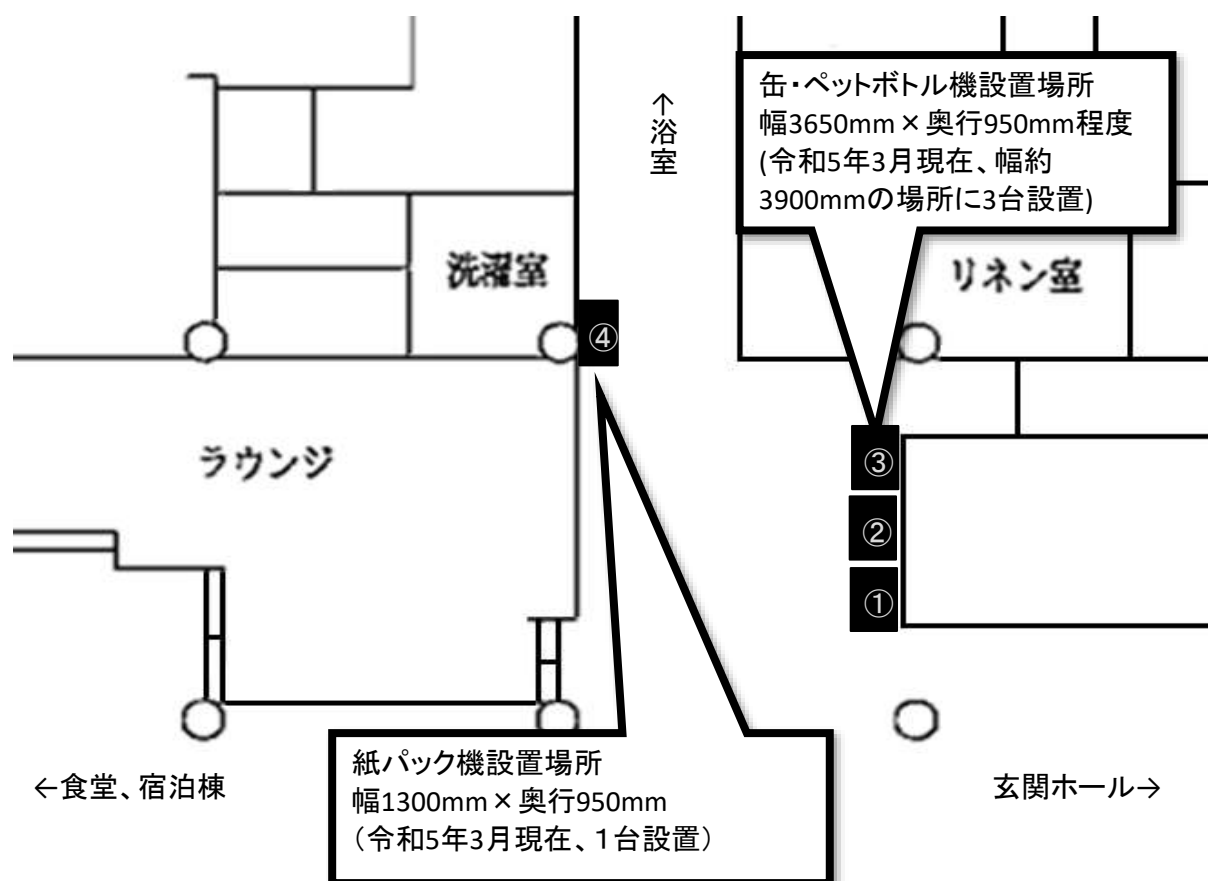
月	利用団体	利用者数
単位	団体	人
4	33	1,658
5	66	3,307
6	103	6,044
7	111	6,558
8	61	2,120
9	51	2,576
10	64	4,881
11	47	3,028
12	15	1,265
1	47	4,292
2	53	3,120
3	55	4,356
計	706	43,205

自動販売機設置機種区分

No.	機種区分	設置場所
①	缶・ペットボトル機	コスモス銀河棟1階リネン室前
②	缶・ペットボトル機	コスモス銀河棟1階リネン室前
③	缶・ペットボトル機	コスモス銀河棟1階リネン室前
④	牛乳等紙パック機	コスモス銀河棟1階浴室入口前

自動販売機設置場所

国立妙高青少年自然の家 コスモス銀河棟 1階



清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務
審査基準

企画提案者より提出された企画提案について、下記の仕様に合わせて審査するものとする。

(1) 商品について

- ①清涼飲料水等の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議のうえ決められるか。
- | | |
|----------|----|
| 決められる場合 | 1点 |
| 決められない場合 | 不可 |
- ②季節による温冷の入替設定、豊富なラインアップに基づく販売数量実績に基づき、柔軟な中身の入替等を行うことができるか。
- 1 季節による温冷の入替設定ができるか。
- | | |
|-------------------------|----|
| 設定ができて、具体的な入替時期の提案がある場合 | 1点 |
| 設定ができない場合 | 不可 |
- 2 豊富なラインアップに基づく柔軟な中身の入替等を行うことができるか。
- | | |
|---|----|
| 具体的に豊富な販売品数の提示があり、販売数量実績に基づきながら柔軟に中身の入替等を行うことができる場合 | 3点 |
| 販売数量実績に基づきながら柔軟に中身の入替等を行うことができる場合 | 1点 |
| 品数がなく入替対応ができない場合 | 不可 |
- ③商品・釣り銭の補充は定期的に行い、売り切れ等が出ないように配慮されているか。
- 1 具体的に補充の頻度が示されているか。
- | | |
|-----------------------------|----|
| 利用頻度に合わせて、効率的な補充の回数が明記されている | 3点 |
| 具体的な補充の頻度が示されている | 1点 |
| 補充の頻度が示されていない | 不可 |
- 2 欠品の場合の対応について、具体的な対応が示されているか。
- | | |
|-------------------|----|
| 欠品の申し出を受けた即日対応の場合 | 3点 |
| 欠品の申し出を受けた翌日対応の場合 | 1点 |
| 欠品について対応する場合 | 不可 |
- ④空容器の回収は、回収容器が溢れることのないよう定期的に行い、再資源化に努めるようになっていないか。
- 1 具体的に回収の頻度が示されているか。
- | | |
|--|----|
| 利用頻度に合わせて、具体的な回収の回数が明記されており、満杯のときに「甲」の申し出により即日対応する場合 | 3点 |
| 具体的に回収の頻度が示されている場合 | 1点 |
| 頻度が示されていない場合 | 不可 |
- 2 空容器の再資源化方法及び用途等が示されているか。
- | | |
|------------------------|----|
| 環境に配慮した再資源化方法が示されている場合 | 1点 |
| 再資源化方法が示されていない場合 | 不可 |
- 3 回収容器が缶、ペットボトルの別に分かれているか。
- | | |
|-------------------------|----|
| 缶、ペットボトルの回収容器が分別されている場合 | 1点 |
| 分別されていない場合 | 不可 |
- 4 複数業者による設置となる場合に、相互に協力し回収する体制を整える姿勢があるか。

- 相互に協力し回収体制を整える場合 1点
 整えない場合 不可
- ⑤空容器のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。
 空容器のゴミの最終処理が不法投棄されずに、回収から最終処理までシステムが確立されている場合 1点
 確立されていない場合 不可
- (2) 自動販売機の保守対応
- ①故障等の対応については、自動販売機設置業者が責任を持って行うようになっているか。
 責任を持って修理対応を行う場合 1点
 故障等の対応を行わない場合 不可
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先が表記されているか。
 連絡先が正面の見えるところに明記されている場合 1点
 連絡先が見えにくいところに明記されている、もしくは明記されていない場合 不可
- ③利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処しているか。
 苦情対応が即日対応の場合又は即日対応が難しい場合は、利用者と直接対応を行い、問題の解決に掛かることで、利用者への負担とならない対応となっている場合 3点
 誠意ある対応を行い、トラブルのないように対処する場合 1点
 苦情対応には直接・間接的に対応しない場合 不可
- (3) 自動販売機本体
- ①環境に配慮した自動販売機となっているか。
 具体的に消費電力の削減が明記されており、機器が「甲」の示した配置場所に収まるものである場合 3点
 環境に配慮されている場合 1点
 環境に配慮されていない場合 不可
- ②消費電力の節電等を図る努力がなされているか。
 利用者の少ない時間帯若しくは夜間は自動的に自動販売機の表示部分の照明が消灯する等で節電が図れている場合 3点
 消費電力が従来の機種より小さいものとなっている場合 1点
 消費電力の節電等を図る努力がなされていない場合 不可
- ③転倒防止等の措置を行なっているか。
 転倒防止措置がされている場合 1点
 転倒防止措置がされていない場合 不可
- ④電子マネーでの支払いに配慮しているか。
 具体的に支払いに使用できる電子マネーの種類が明記されており、機器が電子マネーでの支払いに対応したものである場合 3点
 電子マネーでの支払いに配慮されている場合 1点
 電子マネーでの支払いに配慮されていない場合 0点
- (4) 清涼飲料水等の料金
 料金設定については、現行の販売価格(通常販売価格の10円引き)を上限としているか。
 現行の販売価格以上の低料金の設定としている場合 3点
 現行の販売価格を上限としている場合 1点
 現行の販売価格以上の設定である場合 不可

(5) 手数料

販売手数料については、売上に対する料率の提案がされているか。

1 本の売上に対しての販売手数料の料率設定が高い者順に加点する。

1 番高い料率を提案した者は、20点とする。

2 番目に高い料率を提案した者は、15点とする。

3 番目に高い料率を提案した者は、10点とする。

(6) 災害対応

災害発生時に、自然の家の判断により自動販売機内の清涼飲料水等を利用者へ無料により提供できるシステムであるか。また、自然の家の停電時にも自動販売機内蔵バッテリーにより稼働させることができるか。

無料提供に対応できる機種であり、尚且つ、内蔵バッテリーにより稼働させることができる場合
3点

無料提供に対応できる機種である場合 1点

無料提供には対応していない場合 不可

(7) 自動販売機のデザイン

青少年施設に相応しいデザインや色合いになっているか。

青少年施設に相応しいものである場合 1点

青少年の教育上、著しく不適切なデザインとなっている場合 不可

(8) 経費等の負担

審査の対象としない。

(9) その他

その他、各地方施設に合わせた企画提案が出されているか。

当自然の家の実情や地域性に合わせた具体的な企画提案が出されている場合 3点

提案内容が一般的・抽象的な場合 1点

※複数の提案がある場合は、提案毎に点数を付加する。

※不可基準なし。